## 被保険者証の送付について

平素は、当組合業務にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。この度、10月1日付け在籍者全員の健康保険被保険者証(以下、保険証といいます)を再発行しましたので、お手元にお届けしました。組合事務所移転に伴い、保険証に記載されている保険者所在地を変更したことおよび適用事業所に一部変更があったためであります。また、高齢受給者証につきましても、新しい所在地を記載するため、現在発行済みの方には、再発行・同封いたしました。

つきましては、送付されたもの<u>すべてを新旧差替え交換いただきまして、お手持ちの</u> 旧保険証等を下記のとおり会社の担当者あてご提出いただきますようお願い申し上げ ます。

お手数をおかけしますが、何卒ご協力をお願いします。

記

- 1. 新しい保険証(高齢受給者証を含む)
  - 到着の日からお使いいただけます
  - **<注意>**次の方は、引き続きご使用いただけますので再発行しません
  - ・保険証右上の交付日が8月20日以降で、記号が「123」「214」「215」「217」のいずれかである被保険者本人とその被扶養者
- 2. お手持ちの旧保険証(旧高齢受給者証を含む)
  - ・被扶養者分も含めて会社の担当者にご提出ください
- 3. 限度額適用認定証について
  - ・現時点での要・不要を判断できませんので、全員の再発行はしていません
  - ・8月20日以降の発行で、記号が「123」「214」「215」「217」のいずれかである被保険者本 人とその被扶養者の方は、引き続きお使いいただけます
  - ・今後も必要な方は、依頼書を提出いただきましたら再発行させていただきます
  - ・お手持ちの旧限度額適用認定証は、上記同様会社の担当者あてご提出ください
  - ※法令により、旧保険証等 1 枚ごとに、健保組合が回収受領した日付を記録保 存するよう義務づけられておりますので、何卒円滑なご提出にご協力賜りま すようお願いします

以上